

シンガポール向けに輸出される食品等に関する輸入規制

(平成31年3月1日以降)

1. 輸入規制措置の概要

シンガポールは、日本から輸出される一部の食品等について、その地域によって輸入規制措置を講じています。

(規制対象、内容)

区分	地域	品目	規制内容
1	福島県	水産物、林産物 ^{注1)}	輸入停止
	南相馬市、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村	全食品及び農産品	
2	上記区分1に記載のない市町村	食肉、牛乳・乳製品、卵、野菜・果物とその加工品、緑茶及びその製品 ^{注2)}	<産地証明> 政府作成の市町村ごとの産地証明 ※品目毎に原産の県名と市町村名及び数量が英語で正確に記載された商用インボイスにより代替可能
3	福島県以外の都道府県	食肉、牛乳・乳製品、卵、野菜・果物とその加工品、緑茶及びその製品、水産物	<産地証明> 政府作成の都道府県ごとの産地証明又は商工会議所作成の都道府県ごとの産地を記載したサイン証明 ※品目毎に原産の都道府県名及び数量が英語で正確に記載された商用インボイスにより代替可能

注1) 上記区分1の林産物には、キノコ類（野生及び栽培されたもの）、野生ベリー、野生のイノシシ肉等森林で収穫されたものが含まれる。

注2) 輸入者は、出港日の前日（土・日・祝日の場合は、その前日または前々日（祝日はシンガポールの祝日に準ずる。））までに、シンガポール農食品獣医庁に対し、「産地（市町村）」、「品目」、「到着地（港・空港）」、「到着予定日」、「輸入者名」を Tel:+65-6325-7576 又は E-mail : ava_import&export_foodstuff@ava.gov.sg、若しくは、TradeNet® : <https://www.tradexchange.gov.sg> を通じて通知する。

2. 留意事項

(1) シンガポール側でのサンプル検査

シンガポール政府は、同国内でのサンプル検査で日本の基準値を超える放射性物質が検出された場合は、当該商品の返送を求めています。

(2) 産地証明について

産地証明に関し、シンガポール政府は、福島県以外の都道府県産の食品については、商工会議所によるサイン証明を産地証明として認めるとともに、品目毎に原産の都道府県名（福島県産については市町村名まで）及び数量が英語で正確に記載された商用インボイスによる代替を認めています。

※ 商用インボイスへの英語での記載ではなく、政府作成の産地証明または商工会議所のサイン証明を取得してもよいので、申請があった場合は、これまでどおり、各地方農政局で発給します。

※ 本規制措置の対象となる品目について、産地証明または上記条件を満たした商用インボイスの提出がない場合、及び産地が間違っている場合は、輸入を拒否されますので、十分に注意してください。